

第 57 号

熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年熊本県条例第2
5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」
の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設け
る道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右
側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況そ
他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量
が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除
く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場
合は、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その
他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況
その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該自転車通行帯を設ける道路の自転車の交通の状況を考慮
して定めるものとする。

第11条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において
同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度
が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「
道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第12条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第13条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第34条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第43条中「第9条第1項」の次に「、第11条第1項及び第2項」を加える。

第44条中「第9条」の次に「、第9条の2第3項」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の県道については、この条例による改正後の第9条の2並びに第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

道路構造令（昭和45年政令第320号）の一部改正を踏まえ、県道を新設し、又は改築する場合における自転車通行帯の設置に関する基準を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。